

国民の保護に関する業務計画

2019年4月

東京電力ホールディングス株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力エナジーパートナー株式会社

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 国民保護業務計画策定の目的	1
第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針.....	1
第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響	2
第4節 国民保護業務計画の運用.....	3
1. 他の計画等との関連	3
2. 国民保護業務計画の修正	4
第5節 用語の定義	4
第2章 平素からの備え	6
第1節 武力攻撃事態等防災体制.....	6
1. 態勢の区分	6
2. 対策組織.....	7
第2節 対策組織の運営	8
1. 態勢の発令および解除	8
2. 権限の行使	8
3. 動員	9
4. 指令伝達および情報連絡の経路	9
第3節 社外機関との協調	9
1. 国, 地方公共団体等との協調	9
2. 他電力等の社外機関との協調	9
第4節 国民保護措置に関する教育・訓練	10
第5節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置	10
第6節 情報の収集・連絡	10
第7節 全般的な事前措置	11
第3章 武力攻撃事態等への対処	14
第1節 通報・連絡	14
第2節 災害時における情報の収集・連絡	14
第3節 災害時における広報および情報提供	15
第4節 対策要員の確保	16
第5節 資機材の確保	16

第6節 国、地方公共団体、自衛隊等の応援要請	16
第7節 生活関連等施設の安全確保措置	17
1. 生活関連等施設に共通する安全確保措置	17
2. 危険物質等の取扱所の使用停止等命令に対する措置	17
第8節 武力攻撃原子力災害への対処	17
1. 武力攻撃原子力災害への対処（運転停止以外）	17
2. 原子力発電所の運転停止	18
第9節 電力の安定供給に関する措置（国民生活の安定に関する措置）	19
第10節 応急の復旧	19
第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置	20
第1節 復旧計画	20
第5章 緊急対処保護措置の実施	22
第1節 緊急対処保護措置の実施	22

第1章 総 則

第1節 国民保護業務計画策定の目的

この国民の保護に関する業務計画（以下「この計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項および第182条第2項の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社（以下、東電HDという。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下、東電PGという。）、および東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、東電EPという。）の業務に関し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の内容及び実施方法その他必要な事項並びに生活関連等施設（国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設をいう。以下同じ。）の安全確保措置を定め、国民保護措置及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。以下同じ。）における武力攻撃事態対処法第25条第3項に規定する緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。そのため、大規模な武力攻撃事態においては、東電HD本部が中心となり、東電PG、東電EPと連携して東京電力国民保護対策本部として総括的な判断を行い災害対応にあたる。

第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針

東電HD、東電PG、東電EPは、電気事業の公共性に鑑み、この計画において、特に以下の点に留意し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを基本方針とする。

（1）国民保護措置を行う関係機関相互の連携体制

国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

（2）国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置の内容に応じ、国及び都県から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報の他、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、国及び都県から生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施要請が出される場合には、国及び都県から当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を入手すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全確保に十分に配慮する。

(3) 国民保護措置の実施方法等に対する自主性

国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響

この計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとし、武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響について定める。

(1) 武力攻撃事態

この計画では、想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。

類型	特徴
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難が必要
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることも考えられる
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

(2) 緊急対処事態

この計画では、想定される緊急対処事態を以下のとおりとする。

なお、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

① 攻撃対象施設等による分類

- ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

② 攻撃手段による分類

- ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(3) 電力設備・電力供給への影響

電気を供給するための電力設備には、東電HDが保有する電源設備と東電PGが保有する流通設備があり、電気は、電源となる原子力、水力の各発電所から送電線、変電所、配電線を経てお客様へ届けられる。また、設備の効率的な運転や多重化した電力流通ネットワーク等により電力の安定供給維持と設備の安全確保に努めている。

東電HD、東電PG、東電EPは、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たり、電気事業者として行う供給力確保等のための措置並びに生活関連等施設である発電所等の管理者として行う安全確保措置を、的確かつ迅速に行い電力の安定供給に最大限努めるものの、供給力の確保が事態の切迫のため時間的あるいは物理的に困難となり、結果的に供給支障が生じる場合がある。また、供給支障が生じる地域は、武力攻撃災害により被災した当該地域と異なる場合がある。

なお、武力攻撃災害発生後における設備の被害状況の把握及び応急の復旧に当たっては、復旧要員の安全確保の観点から長時間を要する場合がある。

第4節 国民保護業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、消防法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、原子力災害対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法等の関連法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 国民保護業務計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

第5節 用語の定義

この計画で使用する用語の定義を以下のとおりとする。

(1) 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概に言えない。

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

(3) 武力攻撃予測事態

武力攻撃に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

(4) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

(5) 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(6) 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要な事態として内閣総理大臣が認定したものをいう。

(7) 生活関連等施設

国民保護法施行令第27条に規定する施設をいう。

(8) 危険物質等

武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるものをいう。

第2章 平素からの備え

第1節 武力攻撃事態等防災体制

1. 態勢の区分

武力攻撃事態等における国民保護措置を実施するための態勢は次の区分による。

事 態 の 状 況	態勢の区分
○ 内閣に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合 ○ 武力攻撃災害が発生した場合	第1非常態勢
○ 大規模な武力攻撃災害が発生した場合	第2非常態勢
○ 大規模な武力攻撃災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合	第3非常態勢

2. 対策組織

- (1) 東京電力国民保護対策本部態勢を別表第1の通りとする。
- (2) 東京電力(HD, PG, EP)本社, 原子力発電所, 総支社, 電力所, 各地域本部および第一線機関は, 非常態勢に対応する災害対策組織(以下「対策組織」という。)を予め下表のとおり編成しておく。
- (3) 対策組織を次のとおり国民保護対策本部と国民保護対策支部(以下「本(支)部」という。)に区分する。

事業所	対策組織	機能
本社 (東電HD, 東電PG, 東電EP) ※第一線機関等に掲げたものを除く。	東京電力 国民保護 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力全社における非常災害対策活動の総括・指揮 ・本社における国民保護措置の実施
原子力発電所(東電HD) 総支社(東電PG) 電力所(東電PG) 各地域本部(東電EP)	国民保護 対策事業所 本部	<ul style="list-style-type: none"> ・自事業所における国民保護措置の実施 ・各都県域等に所属する事業所において実施される国民保護措置の総括・指揮
第一線機関 (東電HD) ・経営技術戦略研究所 ・建設所 ・ビジネスリューションカンパニー (東電PG) ・支社 ・総合研修センター ・配電エンジニアリングセンター ・送変電建設センター ・その他第一線機関	国民保護 対策支部	<ul style="list-style-type: none"> ・自事業所における国民保護措置の実施

- (4) 本社本部の組織構成(班構成及び各班の業務分掌)は、別表第1を基本とする。事業所本部・支部の組織構成は本社の組織構成を参考に編成する。
- (5) 各班の班長・副班長及び要員については、予め定めておく。
- (6) 武力攻撃災害により事業所が被災した場合の国民保護措置の拠点を予め定めておくこととする。

(7) 国民保護対策事業所本部とは、原子力発電所、総支社、電力所および各地域本部などの都県域等のエリアを総括・指揮する本部をいう。

第2節 対策組織の運営

1. 態勢の発令および解除

- (1) 東電HD、東電PG、東電EPの本社防災担当部（室）長（第1非常態勢の場合は防災担当グループマネージャー）は、武力攻撃災害が発生したときは、原則として関係部・組織と協議し、態勢区分に応じた非常態勢の発令を発令者へ上申する。発令者は、それに基づき非常態勢を発令するとともに、他の会社へ発令を通知する。なお、発令者が不在の場合は、あらかじめ指定された代理者が発令する。
- (2) 原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関の長は、非常態勢を発令した場合は、速やかに対策組織を設置するとともに上級機関の長へ報告する。解除の場合も同様とする。

態勢区分	発令者	
	本社	原子力発電所、総支社 電力所、各地域本部 及び第一線機関
第1非常態勢	防災担当部（室）長	それぞれの長
第2非常態勢	防災担当役員	それぞれの長
第3非常態勢	社長	それぞれの長

- (3) 発令の伝達経路は、別表第3のとおりとする。
- (4) 本（支）部長は、当該受持区域内において武力攻撃事態等が終結し国民保護対策本部を設置する必要が無くなった場合又は災害復旧が進行して必要が無くなった場合には非常態勢を解除する。

2. 権限の行使

- (1) 非常態勢が発令された場合、国民保護措置の実施に関する一切の業務は、本（支）部のもとで行う。
- (2) 非常態勢が発令された場合、本（支）部長は、職制上の権限を行使して活発に国民保護措置を実施する。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については行使後速やかに所定の手続きをとる。

- (3) 本（支）部長等の決定権者が国民保護措置に従事できない場合に備え、職務の代行について予め定めておく。

3. 動員

本（支）部長は、発令後ただちに予め定める対策要員の動員を指示する。

4. 指令伝達および情報連絡の経路

本部・支部設置後においては、各本部・支部内の情報の伝達、集約および本部間、本部・支部間の情報伝達と集約結果の共有は非常災害対策本部にて実施する。詳細情報の連絡は業務分掌に応じて各班ごとに本部間、本部・支部間の情報連絡を行う。

第3節　社外機関との協調

1. 国、地方公共団体等との協調

防災のための連携体制も活用し、平常時から関係機関と協調し相互連携体制を整備しておく。

また、各事業所が当該地方公共団体の国民保護協議会等と、また武力攻撃災害時には、各事業所の本（支）部が当該地方公共団体の国民保護対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が的確かつ迅速に行われるよう努める。

(1) 国民保護協議会等への参加

国民保護協議会等に、要請に応じて参加し、関係機関の国民保護計画作成に協力し、整合性の確保に留意する。

(2) 国民保護対策本部との協調

武力攻撃事態等対策本部長が実施する国民保護措置に関する総合調整へ協力するとともに、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

2. 他電力等の社外機関との協調

他電力会社、株式会社 J E R A、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店お

より隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、武力攻撃災害時における相互応援体制を整備しておく。

第4節 国民保護措置に関する教育・訓練

(1) 教育

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、社員に対し、パンフレット等防災に関する啓発の手段等も活用しながら、国民保護措置の重要性について平素から様々な機会を通じて広く啓発に努める。

(2) 訓練

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、国民保護措置についての訓練を適時行い、国民保護措置にこの計画が有効に機能することを確認する。その際は、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮する。

また、国及び地方公共団体等が実施する国民保護措置についての訓練へ積極的に参加する。

第5節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置

生活関連等施設の管理者は、都県知事より通知される、施設の種類毎の専門的知見に基づく安全確保の留意点に基づき、生活関連等施設の安全確保に関する事前対策等を定める。

第6節 情報の収集・連絡

武力攻撃事態等においては、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災状況等の情報を収集又は整理し、関係機関等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制整備に努める。

また、武力攻撃災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルートの多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努める。

第7節 全般的な事前措置

(1) 物資及び資材の備蓄・整備

① 国民保護措置用資機材等の確保

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、武力攻撃災害に備え、平常時から復旧用資材、工具消耗品等の確保に努める。

② 国民保護措置用資機材等の輸送

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、国民保護措置用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

③ 国民保護措置用資機材等の整備点検

国民保護措置用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い武力攻撃事態等に備える。

④ 国民保護措置用資機材等の広域運営

本社は、国民保護措置用資機材等の保有を効率的にするとともに、武力攻撃災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

⑤ 食糧、医療、医薬品等生活必需品の備蓄

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、武力攻撃事態等に備え食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

⑥ 国民保護措置用資機材等の仮置場

国民保護措置用資機材等の仮置場について、武力攻撃事態下の借用交渉の難航が予想されるため、予め公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、武力攻撃事態下の用地確保の円滑化を図る。

(2) 通信設備の確保

武力攻撃災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設及び設備の強化を図る。

- ① 無線伝送設備
 - ・マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備
 - ・移動無線施設及び設備
 - ・衛星通信施設及び設備
- ② 有線伝送設備
 - ・通信ケーブル
 - ・電力線搬送設備
 - ・通信線搬送設備
 - ・光搬送設備
- ③ 交換設備
- ④ 通信設備用電源設備
- ⑤ 一斉放送装置

(3) 非常用電源の整備

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、長時間停電に備え、国民保護措置の実施に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、非常用電源の整備にあたっては、十分な燃料の確保に努めるとともに、通常電源系統と非常用電源系統の区分により非常災害時における電源確保を行う。

(4) コンピュータシステムの整備

国民保護措置の実施に必要なコンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備を図る。

(5) 水防、消防に関する施設及び設備

被害の軽減を図るために、法に基づき次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

- ① 水防関係
 - ・ダム管理用観測設備
 - ・ダム操作用の予備発電設備
 - ・防水壁、防水扉などの浸水対策施設

- ・排水用のポンプ設備
- ・各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- ・警報用設備

② 消防関係

- ・燃料タンク消火設備，燃料タンク冷却用散水設備
- ・化学消防車，高所放水車，泡原液搬送車
- ・消火栓，消火用屋外給水設備，水幕装置
- ・各種消火器具及び消化剤
- ・火災報知器，非常通報設備等の通信施設及び設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する設備の整備

被害の軽減を図るため，法に基づき次の施設及び設備の整備を図る。

- ① 防油堤，流出油等防止堤，オイルフェンス展張船，ガス検知器，漏油検知器
- ② 油回収船
- ③ オイルフェンス，油処理剤，油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の復旧を円滑に行うため，必要に応じ移動用発変電設備等を整備しておく。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 通報・連絡

1. 通報・連絡の経路

通報、連絡の経路は、第2章第2節第4項ならびに別表3のとおりとする。

2. 通報・連絡の方法

通報、連絡については、第2章第7節第2号「通信設備の確保」に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を利用して行う。

第2節 災害時における情報の収集・連絡

武力攻撃災害が発生した場合は、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関の本（支）部長は、次の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。また、上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。なお、収集した被災情報は、所管官庁へ速やかに報告するものとする。

（1）一般情報

- ① 武力攻撃等の状況
- ② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害状況及び人身災害発生情報ならびに電力施設を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

- ③ 対外応対状況（地方公共団体の国民保護対策本部、官公署、報道機関、お客様への応対状況）
- ④ その他武力攻撃災害に関する情報

（2）当社被害情報

- ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ② 停電による主な影響状況
- ③ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項
- ④ 従業員の被災状況
- ⑤ その他武力攻撃災害に関する情報

第3節 災害時における広報および情報提供

東電HDおよび東電PGは、武力攻撃事態等における停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動は以下のとおりとし、広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

(1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- ③ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ⑤ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。
- ⑥ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。
- ⑦ 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑧ 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(3) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等重要施設ならびに人工透析等の医療機器等を使用しているお客さまに、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置や訓練を要請する。

また、事故時にはインターネットを通じ停電情報に加え可能な限り復旧見通しを提供する。

第4節 対策要員の確保

非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。

また、交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において国民保護措置に従事する。

なお、他電力会社、株式会社 J E R A、電源開発株式会社ならびに広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

第5節 資機材の確保

(1) 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 本（支）部相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

国民保護措置用の資機材の輸送は、原則として予め契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

武力攻撃災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の国民保護対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

第6節 国、地方公共団体、自衛隊等の応援要請

本社本部長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を要請する。

また、武力攻撃事態等において、生活関連等施設の管理者は、当該生活関連等施設の安全確保措置の要請に応じて必要な措置を講じる場合に、都県警察、消防機関その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を要請する。

なお、被害が極めて大きく、受持区域内の復旧対応が困難な場合等、応援を必要と判断される場合には、本部長は、被害地域の都県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第7節 生活関連等施設の安全確保措置

1. 生活関連等施設に共通する安全確保措置

生活関連等施設の管理者は、武力攻撃事態等において、都県知事より安全確保措置の要請を受けた場合には必要な安全確保措置を実施する。

また、都県知事の要請に基づいて都県公安委員会又は海上保安部長等より立入制限区域の指定を受けた場合には、これに協力する。

2. 危険物質等の取扱所の使用停止等命令に対する措置

生活関連等施設のうち危険物質等の取扱者は、前項の措置の他、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置として、国及び地方公共団体からの危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用停止又は制限の命令等が出された場合には、当該措置を的確かつ迅速に実施する。

第8節 武力攻撃原子力災害への対処

1. 武力攻撃原子力災害への対処（運転停止以外）

原子力発電所については生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるほか、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを原則とする。

なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点に留意する。

(1) 体制の整備

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、人の侵入防止措置、施設の巡視及び監視に関すること等について予め定める。

また、武力攻撃原子力災害に際しても、的確かつ迅速にモニタリングの実施又は支援を行うことができる体制の整備に努める。

(2) 活動体制の確立

施設の状況の把握、モニタリング情報の把握等、常時継続的に必要な情報の共有と関係機関が行う応急対策について必要な調整を行うため、オフサイトセンター等へ職員を派遣する。

なお、現地に派遣された原子力規制委員会関係職員及び専門家が行う、現場の情報の収集、分析等へ協力する。

(3) モニタリングの実施

通報を行った後においても、安全の確保に留意しつつ、敷地境界等における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を関係機関（更に現地対策本部が設置された場合は現地対策本部）に連絡する。

なお、モニタリングの実施又は支援については、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めの例により行う。

2. 原子力発電所の運転停止

(1) 武力攻撃事態等における措置

武力攻撃事態等において、地域を定めて警報が発令されたときは当該地域の原子力発電所、地域を定めず警報が発令されたときは全ての原子力発電所が、直ちに原子炉の運転停止に向けて必要な措置を実施する。

また、武力攻撃事態において原子力規制委員会より原子炉運転停止命令が発動された場合は、原子炉の運転を停止する。

なお、突発的に武力攻撃が発生した場合など特に緊急を要するときは、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たず、平時における緊急時対応マニュアル等に基づき、自らの判断により、直ちに原子炉の運転を停止する。

(2) 運転停止の際の電力供給の確保

武力攻撃事態等において、国と相互に緊密な連絡をとりつつ、事態の状況を把握するとともに、原子炉の運転停止に備え、電力供給の確保のための準備を行う。

(3) 配慮すべき事項

原子炉の運転停止に当たり、原子炉の運転停止に際しての施設及び運転要員の安全確保、関係機関との連絡等について、国の一元的な指揮の下で相互に緊密に連携し、対応する。

第9節 電力の安定供給に関する措置（国民生活の安定に関する措置）

原子炉の運転を停止したときは、必要に応じ、電力融通の実施、代替電源の立ち上げ、需給調整契約の発動等の措置を実施する。

また、武力攻撃事態等において、原子力発電所は、原子炉の状態、代替電力の確保状況等、国からの聴取に応ずる。

なお、電気の需給状況を把握した上で、状況に応じて、国から出される、電気事業法の規定に基づく業務改善命令、供給命令等に対する措置を実施する。

第10節 応急の復旧

応急の復旧に当たっては、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

また、国民保護措置の実施上重要な情報通信施設に障害が生じたときは、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1節 復旧計画

武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

また、被害状況の把握と復旧計画の策定について、以下のとおり定め、復旧に当たっては、その対象となる施設の被害状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

- (1) 東電HD、東電PG本（支）部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定すると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。
 - ① 復旧応援要員の必要の有無
 - ② 復旧要員の配置状況
 - ③ 復旧資材の調達
 - ④ 電力系統の復旧方法
 - ⑤ 復旧作業の日程
 - ⑥ 仮復旧の完了見込
 - ⑦ 宿泊施設、食糧等の手配
 - ⑧ その他必要な対策
- (2) 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。
- (3) 東電HD、東電PGにおける電気設備の復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、武力攻撃等の状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設 備 名	復 旧 順 位
水力発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 系統に影響の大きい発電所 2. 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3. 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になる恐れのある発電所 4. その他の発電所
原子力発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. 地域供給変電所を有する発電所 4. その他の発電所
送 電 設 備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変 電 設 備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主要幹線の復旧に關係する送電用変電所 2. 重要施設に配電する中間・配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配 電 設 備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通 信 設 備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給電指令回線（制御・監視及び保護回線） 2. 災害復旧に使用する保安回線 3. その他保安回線

第5章 緊急対処保護措置の実施

第1節 緊急対処保護措置の実施

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施する。

なお、緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

国民保護業務計画 別表

2019年4月

東京電力ホールディングス株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力エナジーパートナー株式会社

国民保護業務計画 別表 目次

別表第 1 「東京電力国民保護対策態勢」	1
別表第 2 「本社本部の組織構成」	2
別表第 3 「発令の伝達経路」	3
別表第 4 「社外機関との情報連絡経路」	5

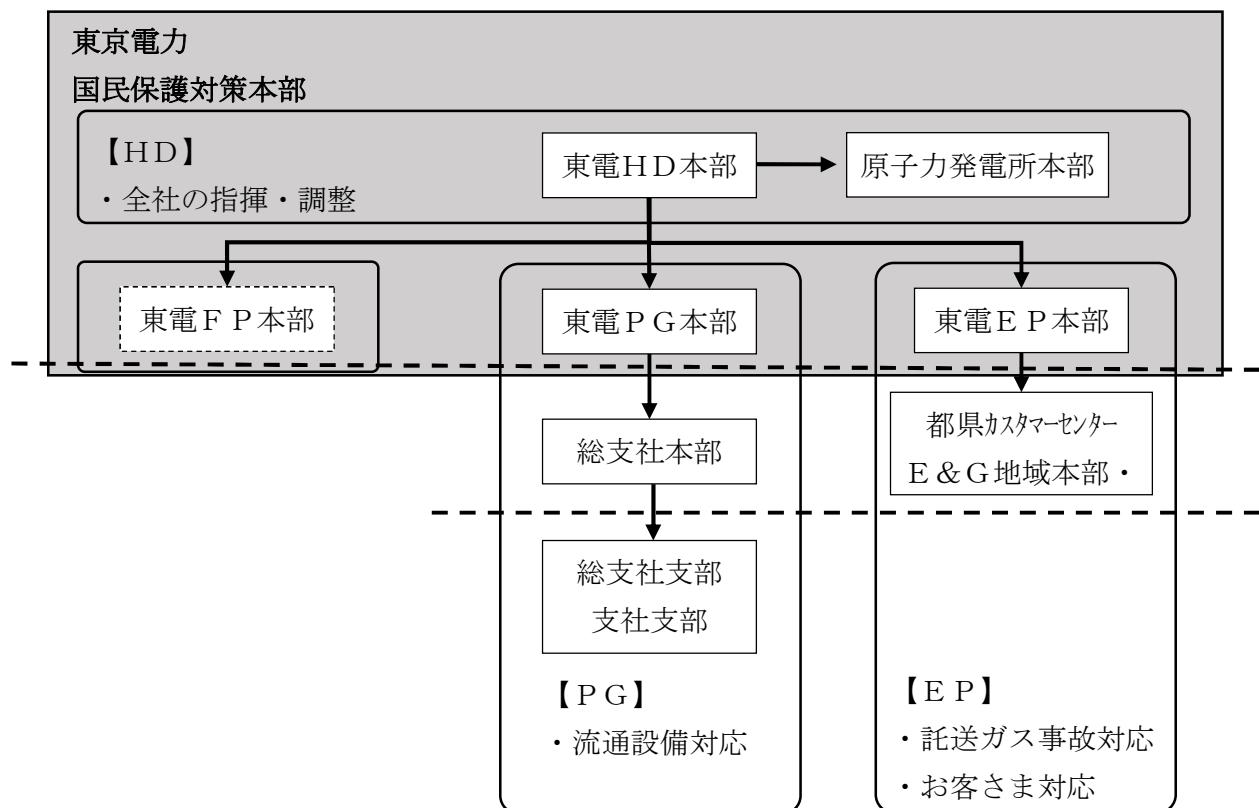
別表第1

東京電力国民保護対策態勢

東京電力国民保護対策本部の設置

東電HDは、武力攻撃事態等の情勢に応じて東電PG、東電EPと連携をとり、国民保護対策本部を設置する。

東電HD、東電PG、東電EP本部は、連携して非常事態における対応を実施する。



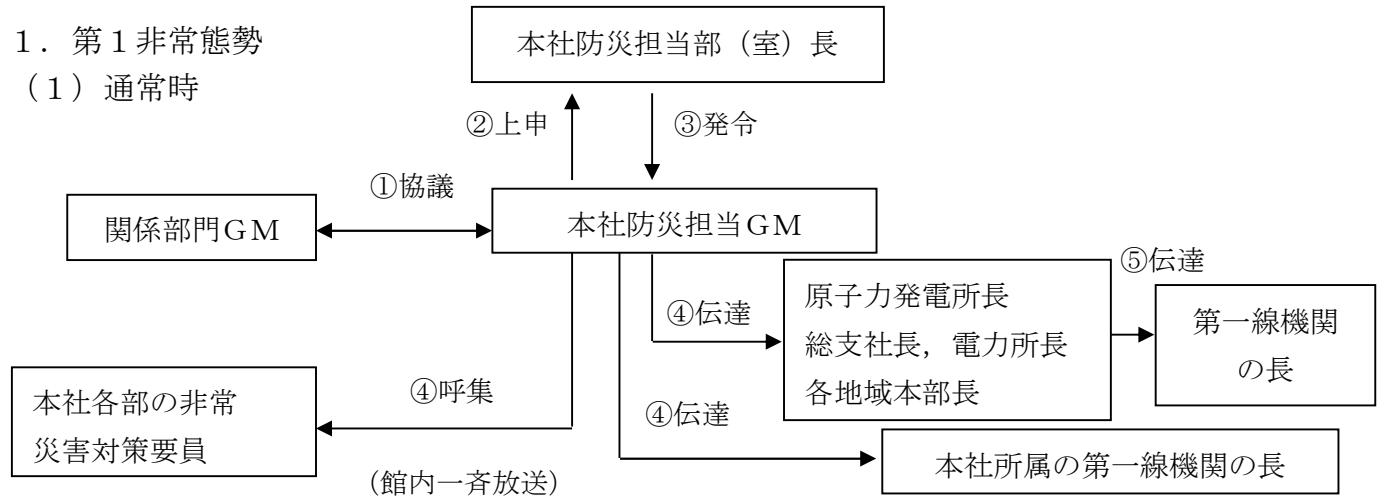
本社本部の組織構成

班構成	業務分掌
情 報 班	①本部長指令の伝達 ②各班の情報総括、各班への情報配信 ③国、都の災害対策本部等への派遣者との連絡 ④官公庁との連絡 ⑤一般被害情報等の収集、連絡 ⑥停電軒数集約 ⑦お客さま対応の総括
広 報 班	①マスコミ対応、連絡 ②社内全体への情報提供
復 旧 班	①当社被害・復旧情報の収集、連絡 ②復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ③所要応援隊の把握、手配 ④所要復旧資機材の把握、手配 ⑤設備の災害予防措置の実施
給 電 班	①電力系統運用状況の把握 ②電力系統の応急対策、復旧方法の検討 ③供給力増強対策（他社からの応援受電、自家発電要請を含む） ④電力の緊急融通体制の確認
資 材 班	①所要復旧資機材の調達、輸送 ②社外工事力および社外機動力の調達 ③東地域等他電力会社からの資機材融通
厚 生 班	①人身災害情報、厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集、連絡 ②救急、救護、医療、防疫、衛生活動 ③食料、被服の調達 ④宿泊施設、寝具の手配 ⑤社員・家族間の安否状況連絡の実施、支援センターの設置 ⑥厚生班関連設備の災害予防措置の実施
総 務 班	①非常災害対策本部の設置・運営支援 ②業務設備の被害・復旧情報の収集、連絡 ③通話制限の実施 ④業務設備の災害予防措置の実施 ⑤本社保有建物の建物危険度判定、機能継続処置の実施 ⑥本社保有建物建物自己調査ならびに建物危険度判定実施状況の把握 ⑦行政からの要請に基づく建物応急危険度判定に関する対応
ス タ ッ フ	①非常態勢発令の役員等への連絡、要員呼集 ②非常災害対策本部の運営

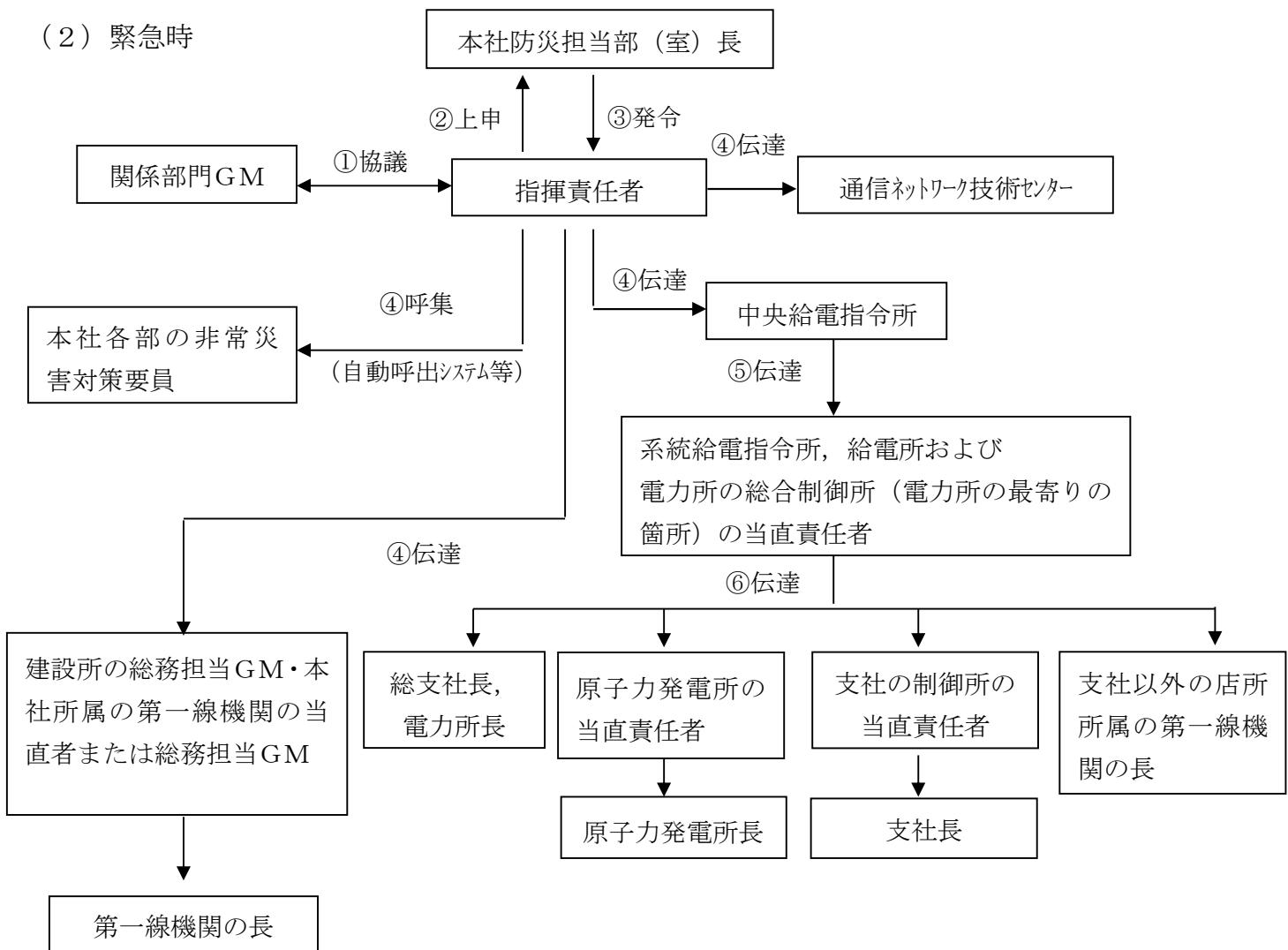
発令の伝達経路

1. 第1非常態勢

(1) 通常時



(2) 緊急時



(注) 1. 緊急時とは、夜間・休日等にあって通常時の経路による伝達が困難な時をいう。

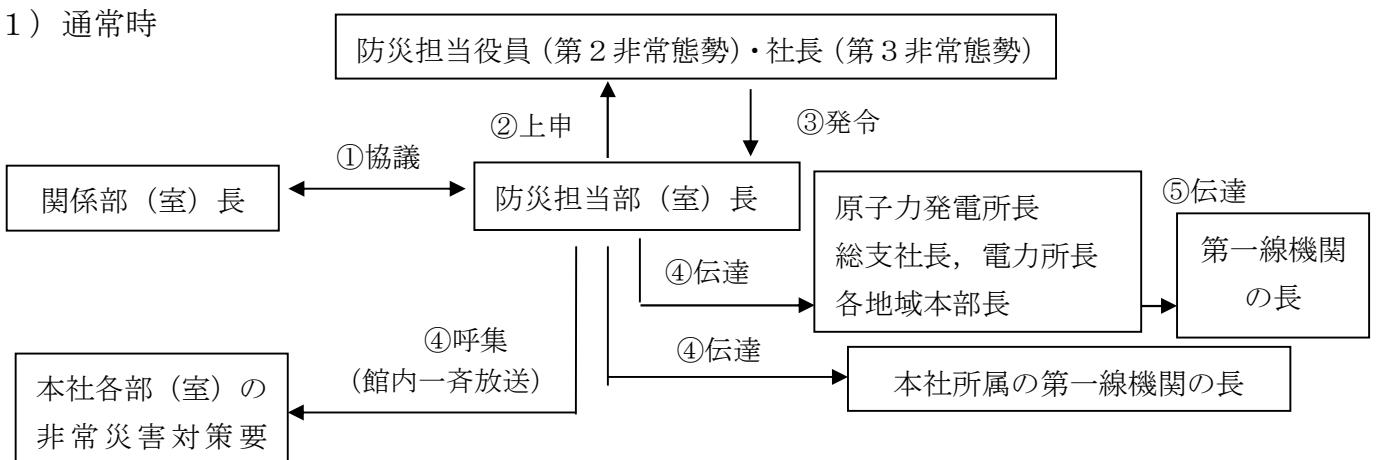
2. 総支社、電力所および第一線機関の事業所内における緊急時の伝達経路はあらかじめ各所で定めておく。

3. GMはグループマネージャーを指す。

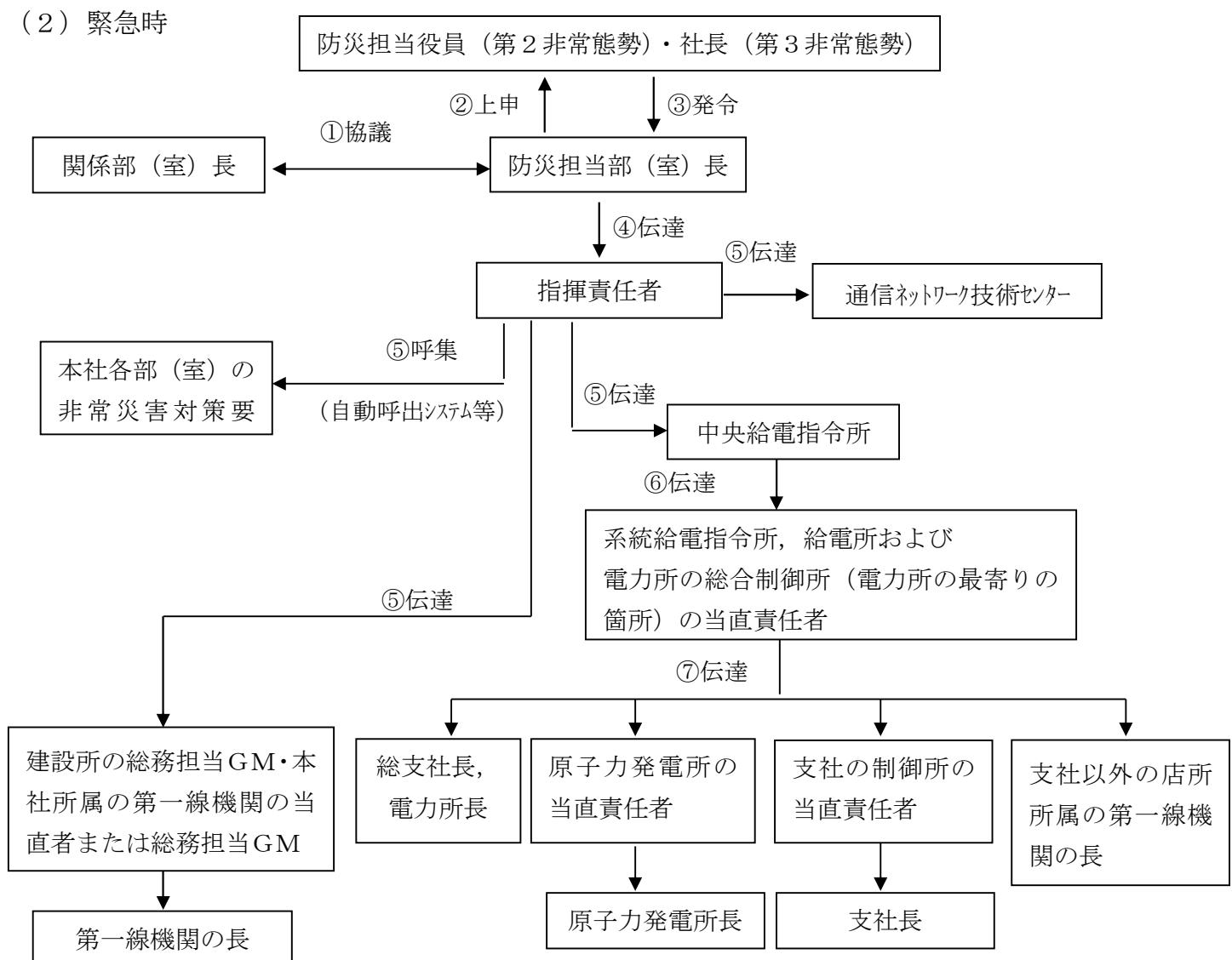
4. 東電 HD、東電 PG および東電 EP は、それぞれが同様に伝達する。

2. 第2・第3非常態勢

(1) 通常時



(2) 緊急時



(注) 1. 緊急時とは、夜間・休日等にあって通常時の経路による伝達が困難な時をいう。

2. 総支社、電力所および第一線機関の事業所内における緊急時の伝達経路はあらかじめ各所で定めておく。
3. GMはグループマネージャーを指す。
4. 東電 HD、東電 PG および東電 EP は、それぞれが同様に伝達する。

社外諸機関との情報連絡経路

